

令和7年6月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月3日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
総 務 課 長 屋 代 浩 君	企 画 課 長 水 野 伸 明 君
財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 窪 田 正 君	税 務 課 長 小 野 寺 千 枝 君
市 民 課 長 田 中 めぐみ 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
福 祉 課 長 渡 邊 弘 則 君	こ ども 未 来 応 援 課 長 土 馬 健 太 郎 君
生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君	都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君
農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君	観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君
会 計 課 長 吉 田 智 絵 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 軽 込 一 浩 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 議席の一部変更

第2 諸般の報告

第3 行政報告

第4 会期の決定

第5 会議録署名議員の指名

第6 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第44号 工事請負契約の締結について

第7 議案上程・説明

議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算

議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について

議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

第8 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議会運営委員及び常任委員の選任報告

第10 休会の件

開 会

令和7年6月3日（火） 午前10時16分開会

○議長（戸坂健一君） ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和7年6月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、これによって御承知を願います。

議席の一部変更

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。議長の選挙に伴い、会議規則第4条3項の規定により議席の一部を変更します。

変更する議席はお手元に配付した座席表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決しました。
10時30分まで休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第2、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。軽込事務局長。

〔事務局長 軽込一浩君登壇〕

○事務局長（軽込一浩君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、令和7年3月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただきたいと思います。

初めに、系統市議会議長会関係について、千葉県市議会議長会から申し上げます。

去る4月16日、千葉市において第201回千葉県市議会議長会定例総会が開催され、提出議案については、全て承認・可決されました。

役員改選により、会長に鎌ケ谷市議長、副会長に浦安市議長が選任されました。

次に、関東市議会議長会について申し上げます。

4月17日、栃木県那須塩原市を開催市として、第91回関東市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

提出議案については、全て承認・可決されました。

役員改選及び相談役の委嘱により、会長に高崎市、副会長に鎌ケ谷市のほか2市、支部長に8市、理事に34市、監事に2市の各議長が選任され、相談役には、横浜市のほか8市の各議長が委嘱されました。

千葉県に関しましては、副会長及び支部長に鎌ケ谷市、理事に浦安市、八千代市、八街市、木更津市及び野田市、相談役に千葉市の各議長が選任・委嘱されました。

次に、全国市議会議長会について申し上げます。

5月20日、東京都の東京国際フォーラムにおいて、第101回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

定期総会は、会長挨拶の後、来賓の内閣総理大臣代理、内閣官房副長官、総務大臣代理、総務審議官からの祝辞、衆議院議長及び参議院議長のメッセージ披露、地方創生担当大臣祝辞の代読に続いて、会長の選任があり、丸子善弘山形市議会議長が新会長に選任されました。

続いて、永年在職議員の表彰が行われ、当市議会からは、先ほど表彰状の伝達が行われました3名の議員が表彰の栄に浴されました。

続いて、会議に入り、一般事務及び各会計等の報告のほか、各委員会からの要望結果の報告を承認した後、部会提出議案27件及び会長提出議案5件を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

続いて、部会長、理事、評議員、各委員会委員の選任及び相談役の委嘱が行われ、千葉県関係では、理事に鎌ヶ谷市、評議員に浦安市、八千代市、八街市、木更津市及び野田市の各議長、また、地方行政委員に船橋市、地方財政委員に匝瑳市、社会文教委員に木更津市、産業経済委員に柏市、相談役に政令指定市の千葉市の各議長が選任・委嘱されました。

次に、千葉県南市議会議長会について申し上げます。

5月27日、総会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

会議の概要を申し上げますと、会長の大網白里市議長及び開催市の館山市議長並びに館山市副市長の挨拶に続いて、本年1月の正副議長研修会以降、新たに就任されました正副議長の紹介がありました。

続いて、会議に入り、会務報告の承認の後、議案審議が行われ、令和6年度歳入歳出決算並びに令和7年度事業計画及び歳入歳出予算を審議し、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

役員の改選では、会長に館山市、副会長に木更津市、理事に本市のほか8市、監事に山武市及び大網白里市の各議長が選任されました。

以上で、系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

5月29日、議会運営委員会を開いていただき、協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、6月3日から6月13日までの11日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第44号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、議案第45号から第53号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、議案第48号一般会計補正予算につきましては、担当課長より補足説明を受け、次に、発議案第3号について上程の後、提出者からの提案理由の説明に続き、質疑・討論を経て採決をお願いする。

続いて、議会運営委員及び常任委員の選任報告をお願いし、散会する。

第2日の6月4日は、議案調査等のため休会とし、第3日の6月5日及び第4日の6月6日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は7名であります。

第7日の6月9日は、定刻午前10時に開会し、議案第45号から議案第53号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、請願2件及び陳情1件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

第8日の6月10日から第10日の6月12日までの3日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、6月10日は午前10時から総務文教常任委員会、6月11日は午前10時から産業厚

生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の6月13日は、定刻午前10時に開会し、逐次議案並びに請願及び陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、議案及び請願につきまして、質疑・討論を経て採決をお願いする。

なお、請願が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合には、それを上程し、提出者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。

続いて、市長から令和6年度一般会計継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書並びに事故繰越し繰越計算書の報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第3、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 本日、令和7年6月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、「勝浦市こどもまんなか宣言」について申し上げます。

去る5月5日のこどもの日に、本市のこども・子育て支援に係る強い信念を広く発信することを目的として、「勝浦市こどもまんなか」を宣言いたしました。

現在、市では、令和7年3月に策定したこども計画の基本理念として、「こどもまんなか 明るく元気なこどもと笑顔があふれる勝浦」を掲げ、こども未来応援課の新設、0歳から2歳児の保育料の無償化、在宅子育て助成金及び出産祝い金の創設など各種施策を展開しております。

今後も、国が強く推進する「こどもまんなか」の取組と併せ、全ての子ども、若者、妊産婦、子育ての当事者が誰一人取り残されることのない、未来に希望を持てる社会の実現に向け、本市の市政を進めてまいります。

次に、市政懇談会について申し上げます。

去る5月22日、将来のまちづくりや市民生活向上について、市と各行政区が意見交換をする場として、各区の区長の出席の下、市政懇談会を開催しました。

会議の中では、子育て支援策や高齢者支援策などについて市政報告を行ったほか、各区から

市道整備や有害鳥獣対策などの地域課題について、要望や意見を頂戴しました。

今後も各区からの要望などに対し、適切に対応するとともに、御協力を賜りながら市政発展に向け、各種施策に取り組んでまいります。

結びに、鶴原駅郵便局の開局について申し上げます。

勝浦鶴原郵便局がＪＲ外房線鶴原駅の敷地内に新築された郵便局舎に移転し、鶴原駅郵便局として、６月１６日から営業が開始されます。

新たな局舎では、日本郵便株式会社関東支社と東日本旅客鉄道株式会社千葉支社において締結された協定に基づき、郵便局窓口業務と駅窓口業務の一体的な運営が行われます。

鶴原駅周辺は、地域の重要な生活拠点であるとともに、日本の渚百選である鶴原海岸、エデン、勝浦海中公園などの観光資源が集約されたエリアでもあることから、市としましても、重要な拠点として、観光活性化に向けた連携を図ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（戸坂健一君） 日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月１３日までの１１日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は１１日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（戸坂健一君） 日程第５、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において、渡辺ヒロ子議員及び岩瀬清議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（戸坂健一君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に資料を配付してありますので、御了承願います。

日程第６、議案を上程いたします。議案第４４号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第44号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、漁港施設災害復旧工事について、千葉市中央区中央港一丁目12番3号、東亜建設工業株式会社千葉支店、執行役員支店長、川島仁と工事請負契約を締結しようとするものであります。

施工業者の選定に当たっては、去る4月4日に勝浦市制限付一般競争入札の実施について公告し、資格確認申請があり、これを受けて本件入札参加資格を確認し、4月21日に入札競争参加資格を有する者として通知しました。その後、入札を行い、5月16日に5億3,933万円で東亜建設工業株式会社千葉支店と仮契約を締結したところであります。

工事の概要について申し上げますと、令和元年10月12日から13日までの台風第19号により被災した串浜漁港南防波堤、勝浦東部漁港（豊浜地区）新官中防波堤及び新官防波堤の計3か所を復旧する工事であり、合併工事として一括で発注するものであります。

なお、当該工事の施工に当たっては、気象条件等の影響を大きく受けることから、工期を1日でも多く確保いたしたく、初日の本日、議決をお願いするものであります。

本件を議決いただきました暁には、本契約を締結の上、直ちに着工し、令和8年3月25日までの完了を目途に実施する予定であります。

以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第44号 工事請負契約の締結についてのことで、これを今回、初日に質疑、討論、採決、いわゆる即決というようなことで、今、市長の説明の中では、気象条件とかというようなところで短縮したいということを話されました。しかしながら、5億というような金額を即決というようなことで、気象条件等々だけでは理由が弱い。本来は、これにつきましては委員会を付託して、そこで審議し、最終日に決定するというのが筋ということなんですけども、この即決される理由について1つお伺いしたいことと、あと予算措置で市債の内容についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本案を初日に議決いただく理由につきましては、市長の提案理由にもございましたとおり、工期の確保というところでございます。

少し詳細のほうを申し上げますと、本工事は、令和元年10月に被災いたしまして、令和元年から令和3年度までに計9回の入札を行いました、いずれも不調ということでございました。

そのため、令和5年度に、それまでの海上からの施工から陸上からの施工というふうに工法を変更いたしました。国の調査を受け、令和5年度に2回、令和6年度に1回、さらに3回の入札を行ったところでございますが、こちらでも不調ということでございました。今回は再度、海上施工への工法の変更を行いまして、13回目の入札を行ったところでございます。

本工事における国庫負担金の交付決定につきましては、国の調査を受けました令和5年度となっていることから、令和5年度から令和6年度へ繰越明許費として処理をいたしました。令和6年度から令和7年度への再度の繰越しにつきましては事故繰越となるべきところでございますが、令和6年度に工事の施工業者が決まっておらず、契約行為を行うことができなかったため、事故繰越の要件を満たさなかったことから、令和7年度につきましては当初予算として再編成をしております。

本市においては、令和7年度当初予算として予算措置されておりますが、国庫負担金としては3年目でありますことから、事故繰越扱いとなり、通常ですと令和8年度に繰り越すことができません。そのため7年度中に工事を完了する必要があることから、1日でも多い工期を確保しようとするため、初日に議決をいただくというところでございます。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。私のほうからは予算措置での市債の内容について申し上げます。

市債の内容につきましては、公共土木施設災害復旧事業債のうち、過年度発生補助災害復旧事業債として1億4,920万円と過年度発生単独災害復旧事業債として4,750万円の計上であります。

まず、過年度発生補助災害復旧事業債の1億4,920万円については、令和2年度以降、入札の不調が続いたことを踏まえ、事業費を見直すため、令和5年度に再度査定を受け、さらに令和6年度に物価上昇分を加味した詳細設計を行い、事業費を増額したところでありますが、この増額分加算前の事業費5億530万5,000円のうち、工事雑費を差し引いた額、4億9,783万8,000円が国庫補助事業対象費であります。この4億9,783万8,000円から国の負担金額を差し引いた1億6,578万2,000円が起債対象事業費となります。

補助災害復旧事業債の起債充当率は90%であり、1億6,578万2,000円の90%、1億4,290万円を市債として計上しております。

なお、過年度発生補助災害復旧事業債は95%の交付税措置がございます。

次に、過年度発生単独災害復旧事業債の4,750万円については、先ほど申し上げました令和5年度の再査定、さらに令和6年度に詳細設計により算出した工事費の価格上昇分4,579万2,000円と工事管理費の185万9,000円、工事雑費の上昇分の69万7,000円の合計4,834万8,000円の追加費用を当該災害復旧事業債に計上しております。

この4,834万8,000円は国庫補助事業対象外であります。このため、過年度発生単独災害復旧事業債として起債します。

4,834万8,000円のうち、過年度発生単独災害復旧事業債として起債対象となるのは、工事費の価格上昇分4,579万2,000円と工事管理費の185万9,000円の合計4,765万1,000円であります。

過年度発生単独災害復旧事業債の起債充当率は100%であります。起債は10万円未満の切捨

て処理を行うため、工事費で4,570万円、工事管理費で180万円、合計4,750万円を市債として計上しました。

なお、過年度発生単独災害復旧事業債の交付税措置率は47.5%であります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。即決の理由としましては、もう繰越しができませんよということで、令和7年度で実施しますよというような形だから今日即決ですよというのは理解します。

この中で入札をしたという形でなんですけども、この条件の中に、この工期、令和8年3月25日までにこれを完成するというような条項等が入っていたのか。また、この会社につきましては、これに耐え得ると思いますけども、入札ということですが、金額的なところでの入札かと思います。そういうような体力的なものというものは、課長はどういうふうに考えているか、よろしくお願いします。

それと、あと今の説明、詳しくしてもらいまして、ありがとうございます。自分が聞きたいのは、勝浦市は一般財源でどのくらいこのものに費やすんだというところをもうちょっと簡単に、ひとつよろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。まず、工事の工期の、入札の公告につきましては、工期として、契約締結の翌日から令和8年3月25日まで、こちらを条件としております。

それから、市の負担ということでございますが、今回の契約金額5億3,933万円のうち、国から既に交付決定を受けております災害復旧費国庫負担金3億3,205万6,000円を差し引いた2億727万4,000円が市負担分となります。この2億727万4,000円に対する財源としては、市債及び基金繰入金を充てる計画であります。

2億727万4,000円のうち市債分が、先ほど御説明しました公共土木施設災害復旧事業債の過年度発生補助災害復旧事業債1億4,920万円と過年度発生単独災害復旧事業債4,750万円の合計1億9,670万円、さらに公共施設等整備基金は1,057万4,000円を計画しております。

なお、過年度発生補助災害復旧事業債については、元利償還金について最大で95%、こちらが1億4,174万円、これについては、借入れ前のため、利息を含んでいない額であります。

また、過年度発生単独災害復旧事業債は、同じく元利償還金について最大47.5%、2,256万2,000円、こちらも利息を含めない額ですが、現時点で、これら交付税措置を見込んでおります。

このように市財政に有意な事業債を活用し、事業完成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。もう一度、質問確認をお願いします。

○4番（長田 悟君） 2回目で農林水産課長のほうに、入札に際して、工期についての提示があったのか。それを、その体力がある会社なのかというところを質問させていただいたんですけども、これの答えというのは、よろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。入札の際に工期の令和8年3月25日というところは当初から決まっておりますというのか、年度内ということで、そこら辺は当初から念頭に置い

ての契約、入札というふうになっていると認識しております。

また、それに耐え得る企業であるかというところでございますけれども、そちらに関しては申し分ないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。やはり令和8年度に完成していただきたいというふうに感じます。

ただ、先ほどの財政課長の話で、ざっくり言って市の金はどのくらい使うんですかと、この5億についてどれくらい使うんですかだけ、最後、よろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。市の負担分になりますが、2億727万4,000円。ただし、こちらについては市債と基金繰入金を充てる予定でございます。市の一般財源については現在の時点で予定してございません。

以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 議案第44号 工事請負契約の締結についてであります。3点ほど聞きますが、一括してお聞きしますので、一括してお答えをいただければというふうに思います。

今回の工事請負契約の締結、入札についてであります。これまで12回ですか、入札が不調となってきた中で、やっと落札者が決まった、契約する業者さんが決まったということでありまして、入札の詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

1点目に、今回一般競争入札で入札行われたかと思っておりますけれども、これ入札に参加する業者さんの資格要件、一つには経審の点数、それから、こういった一般競争の場合は県内業者、県外業者というわけでいろいろあるんですけれども、本店の所在地、それから当然の必要となる工事实績がどのようなもので、入札参加資格要件であります。

2点目についてでありますけれども、今回の入札の申込みされた者の数と応札された者の数、そして3点目には、今回の入札の最低制限価格について設けられていくのか、また予定価格について公表されているかも含めてお答えいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。まず、1点目の入札の詳細についてであります。当該入札については、入札参加者に必要な資格に関する事項について制限を設けました制限付一般競争入札として、令和7年4月4日公告、5月14日開札のスケジュールで実施しました。

入札参加者に必要な資格に関する事項について、まず1点目の経営事項審査結果通知書記載点の記載の点数であります。土木一式工事に係る総合評点が700点以上のものを要件としました。東亜建設工業株式会社の経営事項審査総合評点は1,901点であります。

次に、2点目の県内、県外所在地の要件であります。本県で入札不調が続いたことを踏まえ、広く応札者を募るべく、事業所の所在地については制限を設けておりません。

次に、3点目の工事の実績については、過去に本工事と同種の工事、漁港施設または港湾施設において水中作業を伴う工事を元請として施工した実績のある者としました。

東亜建設工業株式会社は、明治41年に創業し、しゅんせつ、埋立て、海洋土木のパイオニア

として、また現在は総合建設業者として、国内外を問わず事業を展開しており、その輝かしい数々の功績は、本工事においても、その力を遺憾なく発揮されるものと存じます。

続きまして2点目、申込者数と応札者数についての御質問でございますが、入札参加資格確認申請の件数は、東亜建設工業株式会社千葉支社の1者のみであります。

また、応札の件数についても、東亜建設工業株式会社千葉支社の1者のみであります。

続きまして、3点目の最低制限価格を設けているのか、また予定価格はとの御質問でございますが、本件では最低制限価格を設けております。

なお、最低制限価格は事後公表となります。

本件の最低制限価格は税抜きで4億4,944万円、税込み価格で4億9,438万4,000円であります。

また、予定価格についても設けており、こちらは事前公表をしております。

本件の予定価格は、税抜き価格で4億9,033万円、税込み価格で5億3,936万3,000円であります。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 財政課長から御答弁いただきました。今回やっと落札者が決まったと。8年度中に竣工を迎えると。そのためにも1日も早い工期を設けて、即決議案ということでありました。

4月の4日に公告されたと。年度始まってすぐですよ。私も昔、以前、建設業界いましたけど、なかなかこれ異例のものでありまして、通常、議会承認するような案件というのは、6月議会、9月議会とあって、その前に大体公告をしてというのが当たり前の話ですし、年度替わって4月にすぐ公告、そして5月の頭には入札ということでありました。

今回、制限付一般競争入札で行われたんですけど、総合評点、経審が700点ということでありました。大体こういった場合は、県内に本店を置く、いわゆる県内ゼネコンが、目安として大体1,000点以上とか、県外に本社を置く者が大体1,300点以上とか、1,500点以上とかというような形で、本来は今までは行われていたんだと思いますけれども、今回700点という、これ特例的な措置なのかなというふうにも思ったんですけど、いずれにしても落札者が決まって、令和8年までに、7年度中に竣工ということで、3月の25日までに竣工するということでもあります。

今後こういった、今回特例、土木一式工事といっても、これ、いわゆるマリコンですよ。ゼネコンという中でも海洋土木を専門としている会社を対象にして工事なんですけど、今後こういった道路だとか様々な建築も含めて入札を行う際は、資格要件というのを改めてもう1回、もう一度見直していただきたいということをお願いして、2回目の質問はなく、これで終わらせていただきます。

○議長（戸坂健一君） 以上で通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、通告外ということで、一度の質問をさせていただきます。

まず、本件につきましては、発災当初より、私地元、串浜での防波堤の被害ということもあり、大分、農林水産課をはじめ、いろいろとお世話になり、その中で、執行部並びに職員の皆様の大変な御苦勞も目の当たりにしてまいりました。このたび施工業者が決まり、いよいよ着

工という部分につきまして、私、新勝浦市漁業協同組合の構成員として、また串浜漁港を使用している使用者として、さらには近隣、串浜近隣住民の一人として、それまでの御尽力に対しまして、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

そして、1点質問なんですけれども、これ工事としては海上施工ということで説明ありましたけれども、結構大きな規模の工事になろうかと思います。施工に当たっては漁業関係者、これはもとより、近隣住民に対する、そういった理解と協力というものは、これ欠かせないものと思います。そこで、関係者並びに周辺住民等への事前説明、事前あるいは当初説明というんでしょうかね、説明、周知、求償という活動についてどのような活動をお考えか、お伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えいたします。そういった説明会につきましては今日、もしこの後、議決いただいた後に、関係者含めて検討していくこととなりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（戸坂健一君） 日程第7、議案を上程いたします。議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正

する条例の制定について、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第45号から議案第47号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、市民税所得割に係る所得控除に特定親族特別控除額を追加するものであり、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備をするものであります。

2点目は、可燃式たばこに係る課税方式に、重量のみに乗じて紙巻きたばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税するものであります。

次に、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、法令改正に併せた基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引上げであります。

基礎課税分の課税限度額を1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を2万円引き上げて26万円に改め、17万円で据え置かれる介護納付金分の課税限度額を含めた合計の課税限度額を109万円にしようとするものであります。

次に、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、半島振興法に基づく勝浦市産業振興促進計画の計画期間が令和7年3月31日をもって終了したことから関係条文を改正するとともに、平成28年9月に本条例を改正してから8年が経過し、さらなる産業振興及び雇用促進を図るため、対象業種を拡大するに当たり、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第45号から議案第47号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第48号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に1億2,885万円を追加し、予算総額を140億3,985万円にしようとするものであります。

債務負担行為においては、1件を追加しようとするものであります。

以上で、議案第48号の提案理由の説明を終わります。

訂正をしていきます。令和7年度勝浦市一般会計補正予算と訂正をいたします。

○議長（戸坂健一君） この際、担当課長から補足説明を求めます。鈴木財政課長。

〔財政課長 鈴木和幸君登壇〕

○財政課長（鈴木和幸君） それでは、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

説明は、まず歳入歳出予算について、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算に併せ説明させていただきますので、御了承願います。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

2款総務費であります。

1項総務管理費、3目財産管理費の説明欄、公共施設等整備基金積立金5,000万円につきましては、今回、歳入におきまして、寄附金5,000万円を計上いたしました。こちらにつきましては、令和7年4月4日に、市内在住の方から匿名で公共施設等の整備のための御寄附をいただいたことから、その趣旨に沿い、この寄附金5,000万円を公共施設等整備基金に積み立てようとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

3款民生費であります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、物価高騰対応臨時特別給付金事業不足額給付分につきましては、国の総合経済対策を踏まえ、令和6年度に実施した定額減税または勝浦市臨時特別給付金事業調整給付分で支給した低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る対象者等に対して、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定した後に、調整給付額との間で不足が生じた場合に、その差額を給付金として支給を行うものです。

この対象者を1,728人、1人当たりの最大給付額を4万円と見込み、給付金額5,262万円、そのほか事務費と合わせて5,694万円の計上であります。

財源としては、全額国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込んでおります。

次に、その下、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業1,740万9,000円の計上につきましては、令和8年度の小学校統合後の放課後ルーム利用定員超過への対策として、上野小学校及び勝浦小学校内に放課後ルームを開設するに当たり、図書室などの特別教室に空調設備を設置し、よりよい施設環境の中で児童の健やかな育成に努めるものであります。

この財源として、国庫支出金、子ども・子育て支援施設整備交付金1,120万6,000円、県支出金、子ども・子育て支援施設整備補助金309万8,000円、学校教育施設整備基金繰入金310万5,000円を見込んでおります。

次に、12ページをお開き願います。

中段の4款衛生費でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ処理広域化事業48万4,000円につきましては、廃棄物処理体制を構築するための指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり、専門的な知見を要する業務について支援を受けるための業務委託料であります。

次に、13ページを御覧願います。

5款農林水産業費であります。

1項農業費、5目農地費、防災重点農業用ため池緊急整備事業117万7,000円につきましては、防災工事が必要となった杉戸地区の防災重点農業用ため池である井堤堰の測量業務及び土質調査業務に係る予算を当初予算に計上したところでありますが、労務単価、調査費の増額改定があり、また、土質調査業務について業務内容の見直しを行ったため、その不足額を補正するものであります。

なお、財源としては、全額、ふるさと応援基金からの繰入れを予定しています。

次に、2項水産業費、2目水産業振興費、水産関連施設整備事業54万9,000円につきましては、新勝浦市漁業協同組合興津支所のガソリン用ポータブル計量機が老朽化により故障したため、その計量機を交換する事業への補助金であります。

財源としては、全額、ふるさと応援基金からの繰入れを予定しています。

次に、債務負担行為について御説明します。

ページを戻っていただきまして、4ページをお開き願います。

こちらにつきましては、放課後ルーム運営業務委託に係る債務負担行為の補正であります。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は6,300万円であります。

本年度は受託業者の選定、契約を行い、業務委託については令和8年度を予定しております。

以上をもちまして、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年5月6日に勝浦市浜勝浦地先八幡岬公園内展望デッキにて発生したデッキ床板損傷に伴う転倒事故について、その賠償額を決定し、和解するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和14年度に焼却施設を竣工予定の市原市に一般廃棄物のうち燃やすごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行を委託することについて市原市と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第51号から議案第53号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について申し上げます。

本案は、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に伴い、南房総広域水道企業団は令和8年3月31日に解散する旨を関係団体と合意したことから、解散の決定について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について申し上げます。

本案は、南房総広域水道企業団の解散に伴う資産等の整理について関係団体と合意したことから、解散に伴う財産処分の決定について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について申し上げます。

本案は、南房総広域水道企業団の水道用水供給事業は、事業統合に伴い、千葉県企業局が経

営する旨、関係団体で合意され、千葉県との調整がついたことから、解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定の方法について関係市町と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第51号から議案第53号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。
会議の途中ではありますが、11時45分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第8、発議案を上程いたします。発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。岩瀬洋男議員。

〔12番 岩瀬洋男君登壇〕

○12番（岩瀬洋男君） 発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

条例改正案の内容は、勝浦市議会議員の定数を次回の一般選挙から、現在の15名を1名削減し、14名にしようとするものであります。これは議会改革検討委員会の協議内容の結果に基づき、また議長が招集した全員協議会において協議した結果により提案するものであります。

まず、令和5年の市議会議員一般選挙後に設置された議会改革検討委員会について御説明いたします。

今回の議会改革検討委員会は、各会派の構成人数から公平に委員数を割り振り、当時無党派でありましたお二人の議員にも委員になっていただき、全ての議員に経過が伝わる体制でスタートいたしました。委員会での検討内容については、初めに委員の皆様から提案いただき、話し合いの結果、議員定数と議員報酬について、タブレット端末の導入について、そして一般質問の時間についての3点を検討することになりました。

今回発議しました議員定数に関してですが、委員の皆さんから定数2名削減、定数1名削減、現状維持の3つの御意見をいただき、全国同規模自治体の状況や近隣自治体の状況など参考に慎重に議論を重ねてまいりました。

主な御意見を御紹介いたしますと、最近2回の選挙が無投票になりました。人口や各市町村の状況等を研究し、選挙の行える定数に見直すべきであると定数を削減する御意見、人口1万5,000人を切ろうとしている市には定数が多い、そのような市民の声もあるといった、こちらも定数を削減する御意見、また前回1名減したときと状況が変わっていない、また近隣自治体と比較しても際立って多いわけではないので減らす必要はないといった現状維持の御意見、

定数削減と報酬を上げることを同時に行い、歳費を増やさない方向で調整すべしといった御意見がありました。委員の皆さんには、お互いの意見を尊重しつつ、意見の歩み寄りに御努力をいただきました。

その結果、昨年12月開催の委員会で、我々の任期中に結論を出すことに同意をいただき、本年3月の委員会で採決を行い、委員長を除く6名の委員のうち4名の委員が定数1名の削減に賛成し、多数となりました。

その後に委員全員が出席いたしました全員協議会が開催され、定数1名削減が賛成多数となり、本日、発議案の提案となりました。

人口減少社会における議員定数と適正な議会運営とのバランス、明確な答えのない答えを導き出す委員会での委員の皆さんの努力の結果の結論でございます。何とぞ私ども発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫です。この間の経過につきましては、先ほど岩瀬議員から報告のあったとおりであります。それでもなお私は幾つかの疑問点といたしますか、皆さんに訴えたいことがあります。私は、そうした立場から、発議案第3号について反対の討論を行います。

まず、議員の果たすべき役割とは何ぞやということについて幾つか重要な点があると思いますので、その点を訴えたいと思います。

まず第1は、市民の皆さんからの要望や願いを市政に届け、市民の営業や生活を守り、役立つ市政運営となるよう、議員は絶えず努力しなければなりません。そう思っております。

第2は、市政運営について、市民の皆さんの生活を守り、健康で安全、安心して暮らせる内容になっているか。つまり、市民の皆さんが希望する福祉の充実となる予算や事業内容になっているか、また無駄遣いはないかなど、市民の皆さんに代わって厳しくチェックしていくことだと思います。

そうした議員に求められている役割を自覚すればするほど、議員定数を削減するということ

は、今の私には納得できないものであります。慎重な上にも慎重な判断をしなければならないと考えるわけであります。

次に、ジェンダー平等の視点から見ますと、定数削減は逆効果になるのではないかとということであります。

世界経済フォーラムの調査によりますと、昨年、2024年の我が国のジェンダーギャップ指数は、世界の国々の中で118位です。主要7か国、G7では最下位でした。つまり、大きく立ち後れているということでもあります。

女性が1人でも多く市議会議員になってほしい、そして女性の立場からの発言を多くしていただき、市民の皆さんの要望や願いを実現するために活躍してほしいと願うのは、私だけではないと思います。そうした場合に、女性が議会に進出しやすい定数があるべきというふうに私は考えます。

そうした理由から、この原案には反対せざるを得ません。

さらにもう一つ、若い方々に市議会議員になっていただき、新しいニーズと感覚を生かして議会で活躍していただくことを願うのも、これも私1人ではないと思います。そうしたときに門戸を広げておくということも大切だと考えます。

そのためには、ジェンダー平等での女性の活躍への期待と同様に、定数削減には反対をいたします。

なお、付け加えますが、私は定数削減について、いつまでも反対するつもりはありません。その時々様々な状況をしっかりと分析をし、そして判断し、今後もその都度対応してまいる決意であります。

以上、理由を述べまして、私の反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 勝寿会の長田悟です。私は発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本発議案は、勝浦市議会の定数を15人から14人に減じようとするものであります。勝浦市の定数の変更は、平成30年12月13日、勝浦市条例第23号により16人から15人に、その前は平成26年3月19日、勝浦市条例第6号により18人から16人に減じてきました。いずれも条例の効力は次の一般選挙から施行とされています。

定数が変更された一般選挙執行の際の人口、有権者数については、平成27年4月26日執行の一般選挙では定数16、人口1万9,299人、有権者数1万6,418人、平成31年4月21日執行の一般選挙では定数15人、人口1万7,325人、有権者数1万5,345人であり、人口減が議員の定数の変更大きく影響しているものと考えます。

今回の発議案の議員の定数については、議会改革検討委員会を設置し、私も副委員長として2年間にわたり検討させていただきました。検討の内容は、岩瀬委員長からの発議案提案理由で説明されたとおりでございます。

議論の中では定数減の人数についての議論が多く出されており、検討委員会の方向は定数減であったと考えます。

また、令和7年4月1日現在の人口は1万5,030人、令和7年3月1日の定時登録数1万

3,765人と減少している状況や、前回の一般選挙が無投票であったことなどを考慮すれば、次回選挙における定数は1名削減して、14名で選挙することが望ましいと考えます。

議員の定数は、今回の発議案の定数にとどまることなく、常に検討を加え、そのときの現状に応じた定数とすべきであり、今回の発議案は、議会改革検討委員会の定数減の方向性を踏まえたものであります。

よって、発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の意を表し、私の賛成討論いたします。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。寺尾重雄議員。

〔9番 寺尾重雄君登壇〕

○9番（寺尾重雄君） このたびの発議案第3号について、反対の立場で討論いたします。

議員定数について、私は平成17年度より、議員1期より、何度も定数削減に関し提案し、議会で議員の皆様の同意を求めてまいりました。1999年より勝浦市の人口割合の議員定数の関係は市民1,000人あたりに1人ぐらいであります。平成27年、2015年には定数16で、市民1,200人前後に1人の計算でございます。

市民の声を代弁しますと、議員の定数はもとより、議員の資質、品格、行動、活動、結果を求められ、市民のための行政運営の議論ができるのか、定数削減について、市民の声は議員数が多い、議員は市民の目線で活動してもらいたい、議員手当がもったいないなどと厳しい意見を聞かれます。

現在、勝浦市議会には15名ですが、全国地方議会を参考に見てみますと、人口、面積、規模などを考えても、全国的に定数13の市が71市町あり、この中に勝浦市より人口や面積、財政規模が多少多い市も多数あります。あくまでも勝浦市民のための議会であり、議員であります。

昨今、物価高の折、先月比の食品等は3.5%の値上がりがあり、問題となっている米騒動、ガソリンは過去より金額が高くなり、失われた30年全ての物価高は30から40%の値上がりがあり、国民の市民の生活は大変困窮しております。

勝浦市において、過疎指定を受け、消滅都市が心配される中、議員としての考え方、活動が重要であります。

日本のGDPはインドに抜かれ世界4位であり、勝浦市民の課税所得は200万以下が4,419人、200万から400万の方が904名でございます。これを合計しますと5,323人、400万から500万以下の人が216名で、議員報酬は500万ぐらいでありますので、この261名の中の15名が議員であります。

市民はこの厳しい経済状況の中で生活をし、今回の定数削減は地域であります。私は、1名減ではなく、2名を提案します。

平成の合併のとき、福島県の矢祭町は、議員定数及び議員報酬について、1日活動費、日給といたしまして3万円でございます。私も以前、亡き渡辺玄正議員と2人で、日給制の提案を掲げました。当時の議員の皆さんより理解を得ることができない経緯がありました。

ある人は24時間が議員活動とおっしゃいますが、日給であろうと、それは24時間活動することには変わりありません。市民のための活動で、私は自らの身を切り、市民のために、勝浦市民のために、勝浦市のために何ができるのか。私の思いは政治に命をかけるという信念、政治

に携わる者として、その志は必要であると思い、言葉は行動あるのみです。

前ベネズエラ大統領であったホセ・ムヒカさんは、自ら月10万円で生活をし、少しでも国民の生活がよくなることを考え、報酬の9割を国民のために使ったと言われております。私の政治テーマは、あなた方の幸せが私の幸せだと思っております、は大きな課題と考えております。

日本の国民の幸福度は世界で55番目でございます。2025年であります。勝浦市民に例えると、どうなんでしょうか。

勝浦市民のために、自らの市民の目標に立ち、現在の苦しい生活状況を加味し、議員定数2名削減について提案し、今回の議員活動がぶれることなく、筋を通し、市民に寄り添うべきものと考えます。

市民と市政は一方通行ではいけません。市民と議員、お互いの信頼関係がなければ成り立たないものと考えております。

今回、私以外の13名の議員の皆さんは議員定数を1名削減に同意し、決定する方向になりますが、市民にこの経緯をぜひ説明し、発表していただきたい。本来であれば、こういった重要案件は市民の意見を踏まえ論ずるべきものと考え、いつも市民に知らせることなく、結果のみが通達されます。

今回の13の議員の自身の職務、立場を守るために1名削減し、賛同を貫いたという事実は、歴史的に語られ、後世に残る案件であります。市民の皆さんはどういう思いか私の間いたいということで、この思いを伝えておる次第です。

2年後の市会議員選挙に際し、この事実が反映されることを願ひまして、議員の皆様も議員定数2名の賛同をお願いしたく、これをもって私の反対討論の討論といたします。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔11番 佐藤啓史君登壇〕

○11番（佐藤啓史君） 私は発議案第3号、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の発議案第3号に至る経緯については、発議者である岩瀬洋男議員から説明がありました。私が議長のときに全員協議会において設置をし、その委員も全員協議会において承諾得た下、議会改革検討委員会が設置され、その中で改革検討項目も進められてきました。

そして、議会改革検討委員会において、私も同席をさせていただきました。その中では現状維持の方、1名削減の方、2名削減の方、3名削減の方がいらっしゃいました。そして、その中で、2年間という任期中において結論を出すべきだと、結果を出すべきが政治の世界だということで、現状維持の方も、そして3名削減の方、2名削減の方もいました。皆さんが歩み寄りをしていただく中で、結果を出すべきが議会改革検討委員会の責任であると、そういう下で、今回の発議者の中の賛成されている委員の方には現状維持の方もいました。2名削減の方もいました。しかしながら、結果を出すために、自分の主張を曲げてでも、半歩前進かもしれない、一歩前進とはいかないかもしれないが、1名削減という結果を出すために妥協していただいた、合意していただいた、これこそが我々議会に籍を置く議員の務めではないか、そういうふうに私も思っています。

何よりも3年前に、本来、当時の議会改革検討委員会において、1名削減、議員報酬が決定しました。しかしながら、市長選挙があつて、補欠選挙があつて、その提案がほごにされたのが3年前でした。この反省を踏まえ、我々市会議員は結果を出すんだということで、今回の発

議案の提出に至ったものと私は感じております。

大事なことは、市民の声を聴くとありましたけれども、市民に政治に市政に関心を持ってもらう、若者がもっと政治に参加していただく、そのための改革を我々は、あとの残された2年間に於いて果たすべきものであると考えております。

以上申し上げて、私が議長のとくに設置された議会改革検討委員会において出された結論であります。ぜひとも皆様方に賛成をしていただくようお願いを申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員及び常任委員の選任報告

○議長（戸坂健一君） 日程第9、議会運営委員及び常任委員の選任報告を議題といたします。

令和7年5月18日をもって任期満了となった議会運営委員及び常任委員の選任については、勝浦市議会委員会条例第5条第1項に基づき、議会閉会中の去る令和7年5月23日付で、議会運営委員に岩瀬清議員、長田悟議員、佐藤啓史議員、末吉定夫議員、寺尾重雄議員、松崎栄二議員、渡辺ヒロ子議員、総務文教常任委員に岩瀬清議員、岩瀬琢弥議員、久我恵子議員、佐藤啓史議員、末吉定夫議員、寺尾重雄議員、戸坂健一議員、渡辺ヒロ子議員、産業厚生常任委員に岩瀬洋男議員、岩瀬義信議員、長田悟議員、狩野光一議員、鈴木克巳議員、戸部薫議員、松崎栄二議員、広報広聴常任委員に岩瀬洋男議員、岩瀬琢弥議員、長田悟議員、狩野光一議員、久我恵子議員、鈴木克巳議員、戸部薫議員、以上を議長において指名し、選任しましたので、報告いたします。

休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月4日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、明6月4日は休会することに決しました。

散 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

6月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時13分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議席の一部変更
1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第44号の上程・説明・質疑・討論・採決
1. 議案第45号～議案第53号の上程・説明
1. 発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決
1. 議会運営委員及び常任委員の選任報告
1. 休会の件